

ホッブズ ・・自然状態 人間は互いに狼、万人の万人に対する闘い
1588-1679

↓
理性的判断によって、契約によって国家 = (社会契約) 説
ただし自然権を譲渡し、強い国家を期待するため
絶対主義を擁護 ただし国家の起源を神でなく契約
主著『リヴァイアサン』(1651)

ロック ・・自然状態 「人間は自由、平等で独立している」
1632-1704 自然権(生命・自由・財産の自由)を持つ

↓
自然権をより保全するため自然権の一部を信託して
↓ 委託
政府ができる

政府が契約に反し、人権を侵害した場合、
市民は政府に従う必要はなく = (抵抗) 権
新たな政府を作る権利 = (革命) 権を持つ
→市民革命を擁護

主著『市民政府二論』(1690)
統治にロン

立法権 ・・議会 が持つ = 最高権力
執行権・同盟権・国王 が持つ
・・三権分立の原型

ルソー ・・自然状態 「人間は生まれながらにして自由であるが
1712-1778 ・・自然と融和したユートピア
↓ ←社会・文化・(私有財産) 制
しかし、いたるところで鉄鎖につながれている。」

(直接民主) 制 ・・全構成員による政治、主権は代表できない
(人民主権) ・・主権者は人民
(一般意志) ・・公共の福祉を求める全人民の意志
(←→全体意志、特殊意志)

『社会契約論』(1762)

モンテスキュー 三権分立 ・・三権(立法権、行政権、司法権)の
1689-1755 (抑制) と (均衡)
check balance

『法の精神』(1748)

直接民主 私有財産制 市民政府二論(統治二論) 革命 抵抗 国王 議会 委託(信託)
リヴァイアサン 譲渡 社会契約 人間は互いに狼 海洋自由論 戦争と平和の法 権力
法の精神 抑制 均衡 立法権 行政権 司法権 社会契約論 一般意志 人民主権
理性 実定法 朕は国家なり 権威 権力 福利 モダン・デモクラシー 国民代表
個人 自由 三権分立 人権 権力 支配 人民

3 市民革命と人権宣言

イギリス

- 1215 () 封建貴族の特権をジョン王が認める
- 1628 () 国民の基本的人権の再確認 () 起草 チャールズ I
- 1642 () 1640 1641とも チャールズ I
- 1649 () クロムウェルを中心として チャールズ I
- 1673 () 官吏・議員を国教徒に限定 チャールズ II
- 1679 () 人民の不法逮捕禁止、裁判を受ける権利 チャールズ II
- 1688 () ジェームズ II の廃位を決定 ・・ 党、 党
- 1689 () 生命・財産の安全、言論の自由 ウィリアム
権利の宣言を修正して メアリー
- 1832 第一次選挙法改正
- 1838 () 運動・・普通選挙要求
-48?
- 1884 第三次選挙法改正

アメリカ合衆国

- 1775 () →信仰の自由が確立、封建制度の廃棄、
-83 重商資本主義→自由資本主義、独立自営農民
パトリック・ヘンリー「なくしてなし」
「我に自由を、しからずんば死を」
- 1776 () の G・メーソン起草・・人権宣言の先駆
トマス・ペイン 革命と独立の不可分 『 』
権利章典
- 1776 () () 起草
・・2つとも自然権、社会契約説、() 権
() の影響
- 1787 () ・・権利章典を持たず
- 1791 () ・・米の権利章典
- 1803 () 権) ・・マーシャル判事
- 1941 4つの自由 ・・() 大統領
言論と表現、信教の自由、() からの自由 () からの自由
信仰

フランス

- 1789 () 召集
バスティーユ襲撃
封建的特権の廃止宣言 →フランス革命の背景
() ・・ラファイエットら起草 () 旧制度
2条・・自由・所有権・安全及び圧政への抵抗
4条・・() とは、他人を害しない全てをなし得ることに存する
16条・・() の保障・() の分立→憲法制定
- 1791 1791年憲法
- 1871 パリコミュン

ドイツ

1919 () 憲法 自由権とともに () 権的基本権を規定
→1933 () 法で効力を失う
「人たるに値する生活」
「所有権は () を伴う」

人権の国際化

国連

1948 () ・・人権の国際化
1966 () ・・法的拘束力 1976発効
日本 1977署名 1979批准
ただし公共企業体等のスト権、休日の給与
高等教育の無償化など留保

その他 人種差別撤廃条約(1965 1969 1995) 女子差別撤廃条約(1979 1981 1985)
子どもの権利条約(1989 1990 1994) 難民の地位に関する条約(1951 1954 1981)
(死刑廃止条約 ジェノサイド条約は日本は批准して)
集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約

4 権力分立の原理

ロック ・・ (、 、)
↓
() ・・ (、 、)
『法の精神』(1748) 国家権力を三分し、() と () により
権力の濫用を防止

() 州憲法→合衆国憲法→仏人権宣言
(1780) (1787) (1789)

他の権力分立 議会の ()、行政機関の ()
地方自治の ()

民主的権力集中制・・旧ソ連 () に権力集中
中国 () に権力集中

全国人民代表大会 最高ソヴィエト 地方分権 行政委員会 二院制 ヴァージニア 均
衡 抑制 司法権 行政権 立法権 モンテスキュー 立法権執行権 同盟権(外交権)
いない 国際人権規約 世界人権宣言 義務 授権(全権委任) 生存(社会) ワイマ
ール 権力 人権 自由 アンシャンレジューム 人権宣言 三部会 恐怖 欠乏 ルー
ズベルト 違憲審査 修正箇条 合衆国憲法 ロック 革命 T・ジェファソン 独立宣
言 ヴァージニア コモンセンス 課税 代表 独立革命 チャーチスト 権利の章典
清教徒革命 ホイッグ トーリー 人身保護法 審査法 共和制(政) 名誉革命 権利
の請願 マグナカルタ

民主政治

